

【小規模事業者持続化補助金(国の制度)】

小規模事業者が販路開拓等に取り組む経費に対して幅広く活用できます。

■申請期限 (第8回) 令和4年6月3日㊦

㊧地域の商工会・商工会議所に関係書類を提出の上、必要書類の作成・交付の依頼が必要です。事前に商工会・商工会議所にご相談ください。

また、市も同様に「田辺市小規模事業者持続化補助金制度」を設けています。国の制度の第8回申請受付で不採択となった市内の事業者で、改めて市

に申請を行った事業者から審査により対象者を決定し、その経費の一部を支援します。国の制度において、不採択となった事業者には、商工会・商工会議所を通じて市から手続のご案内を行う予定です。

□ https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/jibasan_syoukousinkou.html



	国の制度	市の制度
補助対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、委託・外注費、車両購入費（※市の制度にある買い物弱者対策事業の場合に限ります。）	
補助率・補助額	補助対象経費の2/3以内 補助上限額 50万円	補助対象経費の1/2以内 補助上限額 37万5,000円 ※以下の場合、補助上限額75万円に引き上げ ◇認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者 ◇買い物弱者対策等の事業を行う事業者

【田辺市雇用維持支援補助金及び奨励金】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の雇用調整助成金等を活用し、市内の労働者の雇用維持・安定に取り組んでいる事業主の方は是非ご活用ください。

■申請期限 令和4年9月30日㊦

※令和2年4月1日～令和4年6月30日の休業等が対象です。

㊧9月30日㊦ [消印] までに、申請書等を商工振興課へお持ちいただくか、郵送してください。

申請書及び申請要領は、商工振興課で配布するほか、ホームページからも取得できます。

◇田辺市雇用維持支援補助金

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/koyouijisienn.html>



◇田辺市雇用維持奨励金

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/koyouijishoreikin.html>



	田辺市雇用維持支援補助金	田辺市雇用維持奨励金
交付要件	◇国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主 ◇市内に事業所を有する個人事業主又は法人など	◇国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主 ◇国の雇用調整助成金等の助成率が100%であること ◇労働者に支払う休業手当等の支払率が100%であること など
交付上限額	◇判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の休業分…40万円 ◇判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業分…15万円	◇判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の休業分…20万円 ◇判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業分…20万円

事業者の皆様へ

支援金・補助金のお知らせ



問合せ先

㊧商工振興課（本庁舎別館3階） ☎ 646-8545 新屋敷町1 ☎ 0739 (26) 9970

【田辺市地域経済持続化支援金<令和4年1月～3月対応型>】

■交付対象者 市内に事業所・店舗等を有する中小企業者（商工業又は農林漁業の法人・個人事業主）のうち、新型コロナウイルス感染症拡大により著しく影響を受けた方

※個人事業主とは、事業を行う個人であって、主たる収入が給与、年金、不動産収入等でない方をいいます。ここでいう「主たる収入」とは、1年間の収入の半分以上が、「事業収入」であることとします。

■申請要件

◇令和4年1月～3月の3か月(対象期間)の月平均の事業収入額と令和3年、令和2年又は平成31年の同期の3か月(比較期間)の月平均の事業収入額を比較して、20%以上減少していること
※和歌山県からの時短要請等により支給を受けた協力金については、対象期間の事業収入額に加え

ます。
◇令和3年12月31日時点において、市内で事業を営み、今後も継続して事業を行う予定であることなど

■申請方法等

◇郵送で申請する場合

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、郵送で申請される場合は、簡易書留等の追跡ができる方法により申請書及び添付書類を商工振興課へ送付してください。

◇特設窓口で申請する場合(完全予約制)

予約日時に申請書及び添付書類を持参の上、申請会場までお越しください。

・予約連絡先

☎ 0739 (33) 7796

※予約受付時間は8時30分～17時15分です(㊦㊧㊨を除く。)

・申請会場(特設窓口)

㊧9時～18時

㊧本庁舎別館3階「大会議室」

※申請書類の確認作業等に時間を要するため、予

「事業収入額」は、令和3年分、令和2年分又は令和元年分の確定申告書B 第一表中、「収入金額等」の欄の原則「㊦営業等、㊧農業」の項目に該当する収入の合計額となります。

※令和3年分、令和2年分の事業収入額については、新型コロナウイルス感染症の影響により支給を受けた国・県・市等の給付金等を除いた額とします。

■交付基準額

市内事業所等の常用雇用者数	基準額(上限額)
0人～5人	10万円
6人～10人	15万円
11人～20人	20万円
21人～30人	30万円
31人～50人	40万円
51人以上	50万円

※事業規模別(令和3年12月31日時点の市内事業所等の常用雇用者数)に応じた支給額

約時間よりも申請手続の開始時間が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。

◇各行政局で申請する場合

事前に各行政局産業建設課(23ページ参照)へお問い合わせください。

■申請期限 令和4年6月30日㊦[消印]

■申請書類の取得方法

申請書類や申請手引き等は商工振興課・観光振興課・各行政局産業建設課等で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

申請書等の郵送を希望される場合は、商工振興課へお問い合わせください。

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/tiikeizaijizokuka1-3.html>



通行の際はご注意ください

新庁舎北側交差点（礪坂交差点）を改良しています

現在工事中の新庁舎北側交差点について、以前は交差点中央付近で車線変更し、駅前方面へ通行していましたが、現在は改良が進み、写真の矢印で示すような通行をしていただいています。また、看板等でお知らせしていますのでご注意ください。

信号機も設置され、矢印で左右に通行できます。信号機の左矢印が駅前方面の通行、右矢印が宝来町方面の通行となっています。

なお、北側交差点の改良工事は令和6年3月の



新庁舎完成後に全て完了する予定です。詳しくはホームページをご覧ください。

☎新庁舎整備室(本庁舎2階)

☎0739 (34) 3336

📄 https://www.city.tanabe.lg.jp/choshaseibi/kitagawakousaten_kairyougo.html



高校生目線で市内取材します

令和4年度高校生レポーターが決定しました

広報紙への親しみやすさにつなげるため、高校生ならではの目線で地域話題を取材する広報たなべの人気コーナー「青春キラリ！高校生レポーター」の作成を市内の高校生が担当しています。

令和4年5月号～令和5年4月号まで、次の高校生7名が担当します。また、昨年度に引き

続き SDGs（持続可能な開発目標）で掲げた17のゴールに関連した記事を書いていただきます。今後の活躍をご期待ください。

※今月号は27ページに掲載しています。

☎企画広報課 広聴広報係（本庁舎3階）

☎0739 (26) 9963

■氏名（敬称略）・高校名 [写真左から]

◇後列 大谷 涼雅（南紀高校）
西 真利奈（南部高校龍神分校）
正木 照乃（田辺高校）

◇前列 萩原 律（神島高校）
泉 楓（田辺工業高校）
柴田 結依（南部高校）
宮本 望美（熊野高校）



自主返納について考えてみませんか？

運転免許証自主返納に対する奨励金

運転に不安を感じる高齢者に運転免許証の自主返納を促し、高齢運転者の交通事故抑止を図るため、運転免許証を自主返納又は失効された高齢者に奨励金を支給します。



☎65歳以上の市に住民票がある方で、次のいずれかに該当する方

◇令和4年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方

◇運転免許を更新せず、令和4年4月1日以降に免許を失効された方のうち、運転経歴証明書を取得された方

※申請できるのは、運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書の交付日から1年以内に限ります。

■奨励金の額 5,000円

■申請手順

①◇自主返納される方 警察署又は運転免許セン

ターで運転免許証を自主返納してください。運転免許取消通知書が発行されます。

◇失効された方 警察署又は運転免許センターで、運転経歴証明書の交付を受けてください。（交付手数料1,100円）

②申請書類等は、警察署又は運転免許センターで配布されますので、運転免許の取消通知書又は運転経歴証明書の写し、振込口座が確認できる通帳等の写しを添えて下記へ郵送又は直接提出してください。

☎自治振興課 市民生活係(本庁舎3階)

☎0739 (26) 9911

減免制度のお知らせ

軽自動車税（種別割）の減免制度をご利用ください



【身体障害者手帳等をお持ちの方に対する減免】

身体障害者手帳等（※障害の程度によります。）をお持ちの方が所有する軽自動車等で、次の①～③に該当する方が運転する場合、対象となります。※身体障害者手帳をお持ちの方が18歳未満の場合や、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、生計を一にする方が所有する軽自動車等を含みます。

☎①当該身体障害者等本人

②当該身体障害者等と生計を一にする方

③当該身体障害者を常時介護する方（身体障害者等のみで構成される世帯に限る。）

※既に減免を受けている方でも車両の変更等があれば再度申請が必要となります。

※減免できるのは一人一台限りです。既に重度障害者福祉タクシー券の交付又は県の自動車税（種別割）の減免を受けている方は対象となりません。※身体障害者等と生計を一にする方が運転する場

合（身体障害者等と同一世帯の方は必要ありません。）や身体障害者のみで構成される世帯のうち、常時介護する方が運転する場合はそれらを証する書面が必要です。

【その他の減免】

◇身体障害者等が利用するために構造を変更した車両に対する減免

◇公益のために直接専用する車両に対する減免

◇生活保護を受けている方の車両に対する減免

【減免申請の共通事項】

☎減免申請については、下記へお問合せの上、納税通知書が届いてから納期限の5月31日☎までに、下記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）で手続きをしてください。なお、納税通知書は5月10日☎から順次送付します。

☎税務課 庶務係（本庁舎2階）

☎0739 (26) 9919

展示部門と舞台部門があります

第30回文協フェスティバルを開催します



【展示部門】

開催日 5月21日①・22日① 9時～17時

会場 紀南文化会館

◇展示ホール（1階） 書・洋画

◇小ホール（4階） 生花・紀州てまり・革細工・収集色紙・川柳・盆石

【舞台部門】

開催日 5月29日①

日本舞踊・箏曲・三絃・詩舞・民謡・津軽三味線・新舞踊・詩吟

◇第2部 6月5日①

アコーディオン・大正琴・バレエ・フラダンス・社交ダンス・合唱・タヒチアンダンス・津軽三味線

開催日とも 13時～

会場 紀南文化会館「大ホール」

※出品、出演団体などが変更になる場合があります。田辺市文化協会事務局（文化振興課内 市民総合センター3階）

☎ 0739 (26) 9943

令和4年度の保険税（料）額の通知は、7月中旬に郵送します

保険税（料）率の改定

【国民健康保険税率】

国保の税率は、国保制度の安定化を図るため、都道府県単位で運営し、和歌山県が示す「国保事業費納付金」及び「市町村標準保険料率」を参考に見直しを行っています。

県内の一人当たり医療費は増加傾向にあり、国から交付される前期高齢者交付金の減少等により、市町村に割り振られる一人当たりの「国保事業費納付金」が増加していることから、税率を改定します。

なお、保険税の年間税額は、世帯で算定した「医療保険分」「後期高齢者支援金等」「介護保険分」の合計額となります。

■国民健康保険税率

	医療保険分		後期高齢者支援金等		介護保険分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	6.1%	6.7%	2.1%	2.1%	1.9%	1.8%
資産割率	24.9%	22.2%	6.1%	4.6%	6.8%	5.1%
被保険者均等割額	24,600円	27,500円	8,700円	8,900円	12,700円	12,100円
世帯別平等割額	21,200円	22,500円	7,300円	6,900円	6,700円	6,400円

※資産割は、県内の統一的な国保の運営方針を示した「和歌山県国民健康保険運営方針」で、令和9年度までの期間で廃止することをめざすとしています。

【後期高齢者医療制度の保険料率等】

保険料率は、和歌山県後期高齢者医療広域連合により県内均一で定められ、2年ごとに見直されており、令和4・5年度の保険料率等が決定しました。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、保険料の賦課限度額（上限）が66万円に変更されました。

会場 保険課 保険税係（本庁舎2階）

☎ 0739 (26) 9965

■後期高齢者医療制度の保険料率等

	均等割額	所得割率	賦課限度額（上限）
改定後	50,317円	9.33%	66万円
改定前	50,304円	9.51%	64万円

田辺扇ヶ浜海水浴場に無料開放

ビーチスポーツ場を開設します

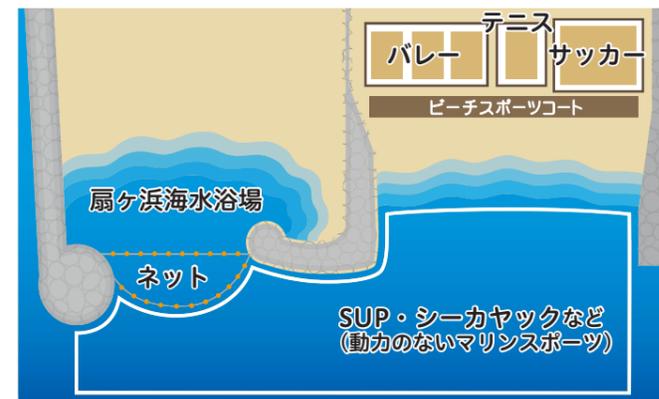
扇ヶ浜海水浴場（南側）にビーチスポーツ用コートを設置しています。無料開放ですのでご自由にお使いください。

■解放期間 5月1日①～10月31日①

■設置コート バレーコート3面、テニスコート1面・サッカーコート1面

※やむを得ない事情により予告なく設備を撤去する場合があります。

☎ 0739 (26) 9929



土砂災害ハザードマップや土砂災害に関する情報について

土砂災害に備えましょう

【土砂災害ハザードマップ】

これから雨が多くなる時期を迎えます。大雨や集中豪雨による「土石流」「地滑り」「崖崩れ」といった土砂災害が発生しやすくなります。今回土砂災害のおそれがある区域などを示した「土砂災害ハザードマップ」を新たに作成しました。

土砂災害から身を守るためには「日頃からの備え・早めの避難」が重要です。普段から防災意識を高め、土砂災害に備えましょう。特に大雨時や土砂災害警戒情報が発表された時は、早め早めの避難を心掛けてください。

■配布対象 土砂災害のおそれがある区域（土砂災害警戒区域等）が指定されている町内会等 ※ホームページでも確認することができますので、避難等にお役立てください。

会場 土木課 土木係（本庁舎別館1階）

☎ 0739 (26) 9934

☞ <https://www.city.tanabe.lg.jp/doboku/doshasaigai.html>



【土砂災害に関するメール配信】

土砂災害の危険度を県からメールで配信しています。自宅など周辺の土砂災害警戒区域等を確認するとともに、避難行動に活用してください。

■希望される方

「防災わかやまメール配信サービス」を検索又は下記二次元コードから手続をお願いします。

会場 和歌山県砂防課

☎ 073 (441) 3171

☞ <http://mail.bousai-wakayama.jp/doc/index.html>

